省令

○総務省令第九十四号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

総務大臣　樽床　伸二

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表新潟県の項中「柏崎市三和町五の四八　柏崎刈羽原子力保安検査官事務所　柏崎市日吉町三の二二　北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所」を「柏崎市日吉町三の二二　北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所　柏崎市三和町五の四八　柏崎刈羽原子力規制事務所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

養ほう振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号）第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定に基づき、養ほう振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

農林水産大臣　郡司　彰

養ほう振興法施行規則の一部を改正する省令

養ほう振興法施行規則（昭和三十年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行規則

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同条に次の三項を加える。

2　法第三条第一項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合

二　密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合

三　反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合であつて、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める場合

3　法第三条第三項の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から一箇月以内に行うものとする。

4　法第三条第四項の規定による通知は、法第三条第一項又は第三項の規定による届出を受理した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

第二条の見出し中「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同条中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第二号中「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第三条第二項中「養ほう業者」を「養蜂業者」に改める。

第五条の見出し中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「一かん」を「一缶」に、「一びん」を「一瓶」に、「見易い」を「見やすい」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記様式中「みつばち転飼許可証」を「蜜蜂転飼許可証」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

附　則

この省令は、養ほう振興法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十一月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五五―一一四

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表福島県の項中「南会津郡檜枝岐村字下ノ原八八七の二」を「南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七の一」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年七月一日」の下に「、檜枝岐自然保護官事務所に係るものにあつては同年十一月一日」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。